

(表 1)

年次別農業総産出額（実額、構成割合）

年次	実額					構成割合				
	農業総 産出額	米	野菜	果実	畜産	農業総 産出額	米	野菜	果実	畜産
	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
昭和35年 (1960)	19,148	9,074	1,741	1,154	3,477	100.0	47.4	9.1	6.0	18.2
45 (1970)	46,643	17,662	7,400	3,966	12,096	100.0	37.9	15.9	8.5	25.9
55 (1980)	102,625	30,781	19,037	6,916	32,187	100.0	30.0	18.6	6.7	31.4
平成2 (1990)	114,927	31,959	25,880	10,451	31,303	100.0	27.8	22.5	9.1	27.2
12 (2000)	91,295	23,210	21,139	8,107	24,596	100.0	25.4	23.2	8.9	26.9
22 (2010)	81,214	15,517	22,485	7,497	25,525	100.0	19.1	27.7	9.2	31.4
令和元 (2019)	88,938	17,426	21,515	8,399	32,107	100.0	19.6	24.2	9.4	36.1

資料：農林水産省統計部「生産農業所得統計」

備考：令和2年(2020)の結果は未公表のため、直近の令和元年(2019)結果とした。

(表2)

日本の畜産業の平均飼養規模拡大の推移

出典：2021年 農水省作成資料より

21.01.26 予算委員会 立憲民主党 篠原 孝

		1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	対1970比
肥育牛	頭数(千頭)	2,340	1,789	2,157	2,702	2,823	2,892	2,555	766千頭増
	戸数(千戸)	2,031	902	364	232	117	74	44	858千戸減
	頭数/戸	1	2	6	12	24	39	58	29.3倍
乳用牛	頭数(千頭)	824	1,804	2,091	2,058	1,764	1,484	1,352	452千頭減
	戸数(千戸)	410	308	115	63	34	22	14	293千戸減
	頭数/戸	2	6	18	33	53	68	94	16.0倍
豚	頭数(千頭)	1,918	6,335	9,998	11,817	9,806	9,899	9,156	2,821千頭増
	戸数(千戸)	799	445	141	43	12	7	4	440千戸減
	頭数/戸	2	14	71	272	838	1,437	2,119	148.7倍
ブロイラー	羽数(千羽)		53,742	125,623	150,445	108,410	107,141	138,228	84,486千羽増
	戸数(千戸)	54,627千羽	18	10	6	3	2	2	16千戸減
	羽数/戸		3,048	12,684	27,210	35,175	44,791	61,435	20.2倍
採卵鶏	羽数(千羽)	3,839千戸	118,201	123,720	136,961	140,365	139,910	141,792	23,591千羽増
	戸数(千戸)	14羽/戸	1,696	247	87	5	3	2	1,694千戸減
	羽数/戸		70	501	1,583	28,704	44,987	66,883	959.7倍

飼養規模拡大の推移

出典：2021年 農水省作成資料より

21.01.26 予算委員会 立憲民主党 篠原 孝

		1960年 <small>※プロイラー含む</small>	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	対1970比
採卵鶏	羽数 (千羽)	(54,627)	118,201	123,720	136,961	140,365	139,910	141,792	959.7
	戸数	(3,839,000)	1,696,000	247,100	86,500	4,890	3,110	2,120	
	羽数/戸	(14)	70	501	1,583	28,704	44,987	66,883	
豚	頭数 (千頭)	1,918	6,335	9,998	11,817	9,806	9,899	9,156	148.7
	戸数	799,100	444,500	141,300	43,400	11,700	6,890	4,320	
	頭数/戸	2	14	71	272	838	1,437	2,119	

(表3)

六ヶ国の畜産業の平均飼養規模比較

出典：2021年 農水省作成資料より

		日本	韓国	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	関税 輸入量、輸入金額	1kg増量に必要な穀物
採卵鶏	千羽/戸	67	78	2	3	1	2	8.0~21.3%	
	規模の大きい順位	②	①	④	③	⑥	④	11.3万 t 135億円	
豚頭数/戸	頭数/戸	2,119	1,792	422	727	584	1,089	4.3%+482円/	6 k g
	規模の大きい順位	①	②	⑥	④	⑤	③	k g 95.3万 t	

第三に、都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担であります。

都道府県の防疫事務の円滑な実施を図るため、従来から国が負担しているものに加え、防護服等の衛生資材の購入費や賃借料、家畜防疫員がみずから感染等の死体や汚染物品の焼却、埋却を行った場合の費用について、国がその二分の一を負担することとしております。

以上、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者篠原孝君。

〔篠原孝君登壇〕

○篠原孝君 民主党的篠原孝でございます。

ただいま議題になりました高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案の提案理由並びに内容の概要を御説明いたします。

皆さん、鳥インフルエンザはなぜ起きたのでしょうか。根本的理由がおわかりでしょうか。もちろん、ウイルスはあります。しかし、日本の養鶏場の衛生は非常に不徹底だということが、その見逃せない理由の一つではないかと考えます。

人間に例えるならば、皆さんの鶏場のスペースでえさを一生食べ続け、ひたすら太るか卵を産む一生でございます。まあ、食の意地の張った怠け者には非常にすばらしい一生かもしれませんけれども、一般的に考えますと、真れな一生ではないかと思えます。非常に非人間的、あるいは非道徳的な飼育方法ではないかと思えます。

Eでは、動物愛護あるいは動物の権利の観点から、鶏一羽当たりのスペースの広さを定ける規則ができ上がっております。一部の国では、二〇一〇年を目途にケージ飼いを禁止するということも聞いております。

それに対して、我が日本では、ひたすら効率を追い求め、鶏を卵型製造あるいはプロイター製造機と考へてしまったのではないかと考えます。そ

の結果、卵は物価の暴落生ともはやされてはいますが、七十九年ぶりに不幸な病気が発生し、生産現場は混乱し、消費者に不安が広がっております。

やはり農業は工業と違うのではないのでしょうか。農業は、自然に働きかけて、その恵みを返していただくという致けんな産業です。その原理を忘れたのが、BSEであり、コイヘルペスであり、今回の鳥インフルエンザではないでしょうか。(拍手)

民主党・無所属クラブは、こういった状況に對するためには、家畜伝染病予防法の改正だけでは不十分と考え、附随の特別立法で提案させていただくこととした次第でございます。

鳥インフルエンザの発生は緊急事態でございます。天災です。国を越え、県を越え、伝染してまいります。生産者の責めに帰するものではありません。有事は、何も戦争のときだけではないわけでございます。こうした有事のときには、国がリーダーシップをとりまして、各省庁、全都道府県と一丸となって対応処をしていくべきではないかと考えます。

したがって、民主党の法案におきましては、まず、有事に對処すべく、内閣総理大臣を本部長といたしまして緊急対策本部を設置し、一致協力して総合的に、一体的に施策を実施していく体制をつくることとしております。

第二に、生産者に生じた損失を全額補償すべきこととしております。

京都におきましては、通報がおくれました。その通報がおくれた原因の一つとして、疫病が知れた場合には非常に膨大な損失をこうむるということがあったのではないかと考えます。こうした事態をなくすためにも、金額、国が全責任を持つて補償していくべきではないかと考えております。(拍手)

このようなために、我々民主党は特別立法の法案を提出しております。

最後に、我々は、畜産の根本的問題を解決しなければなりません。そのためには、加工畜産から脱却し、人間も自然の一部であるということ認識し、環境保全型農業を推進し、地産地消、旬産旬消をもとにした食生活が復活することを願っております。私の提案理由説明といたします。

議員各位の御審議と御賛同をよろしくお願いたします。(拍手)

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案(菅直人君外六名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。眞野信亮君。

〔眞野信亮君登壇〕

○眞野信亮君 自由民主党の眞野信亮でございます。

私は、先般の選挙で初めて当選した新人議員でございます。私のように、長い間、民間企業の経営者として合理性の追求に余念のなかつたフレッシュな目で政治を見ると、ここ数日の国会は、政治にもスピードを求める国民の期待にこたえられているように見えます。(拍手)

我々国会議員の使命は、国民の負託にこたえ、国会内で堂々と論議し、法案を磨き上げ、玉成することだと思います。国会の会期も残り少ない中、全会派の議員が協力して国民の期待する法案を一つでも多く成立させ、責任を果たすのが我々国会議員の任務と考えている次第でございます。(拍手)

さて、きょう、私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま議題となっております農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法

律案及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、質問いたします。

まず、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案でございますが、農業は我が国国民の命を支える基幹産業でありまして、我が国農業・農村を将来にわたり持続的に発展させることなくして、我が国経済社会の持続的、安定的な発展はあり得ません。

しかしながら、最近の食品の偽装表示や無登録農業問題など、食の信頼を揺るがす事件が相次ぐ中で、農協系統は、事業運営の透明性を高め、消費者の信頼を取り戻すとともに、食の安全、安心の二一スに的確に対応できる産地づくりや、競争の激化に対応できる経営事業を初めとする事業の抜本的な見直しを迫られております。

私の地元、奈良県においては、平成十一年度の合併を機に、全国に先駆けて経営管理委員会制度を導入し、経営の高度化を図るとともに、営繕指導にも力を入れ、奈良県特産のイチゴ、あすかルビ一の知名度アップに役立とうといった成果を上げてきております。

農協改革なくして我が国農業・農村の発展はあり得ないと考えますが、農協改革に対する基本的な考え方について、農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、農協系統が創設工夫を凝らして経済事業等の改革に一丸となって取り組んでいくためには、農協の指導機関たる中央会の旗振りが必要と思われまふ。また、中央会は、組合の監査を行う役割を担っておりまして、近年の農業情勢の変化や会計制度の複雑化に対応していくことが課題であります。

今回の改正では、中央会の機能の明確化がうたわれておりますが、このような課題に対応できるものなのか、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、農協の共済事業であります。相互扶助の理念のもと、一般の保険会社と肩を並べるほど